

熊谷市監査委員公告第14号

令和3年度市民部定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和4年3月18日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 鈴 木 理 裕

令和3年度市民部定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 現金出納簿の記入の仕方に誤りがあった。熊谷市会計事務規則第90条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【市民課、母子健康センター】</p> <p>(2) 国、県の補助金等申請に当たり、規則に定められた課外合議がなされていないものがあった。熊谷市会計事務規則第24条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【市民課、健康づくり課】</p> <p>(3) 国民健康保険返納金について、督促状発付後、催告等行っていないかった。支払い義務の履行を促すためにも電話や文書による催告を行うべきである。 【保険年金課】</p> <p>(4) 特定空家等除去等費用徴収金について、納付誓約による分割納付の履行を監視しているところであるが、職権による換価の猶予の適用を検討すべきである。 【安心安全課】</p> <p>2 支出事務</p> <p>(1) 委託料等の支払根拠となる業務等完了届等に文書收受のないものがあった。熊谷市文書管理規程第8</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) 熊谷市会計事務規則に定められた様式での現金出納簿を整備し、適切に記入するよう改めた。出納員を中心に確認し、再発を防止する。 【市民課、母子健康センター】</p> <p>(2) 国、県の補助金申請について、熊谷市予算規則及び熊谷市会計事務規則に基づき適正な事務処理を徹底する。 【市民課、健康づくり課】</p> <p>(3) 返納金に係る事務処理の取扱いを見直し、文書による催告を行うこととした。事務処理体制を整え、適正な収納事務に努める。 【保険年金課】</p> <p>(4) 滞納者の納付の意思を尊重し分割納付としているが、今後は、滞納者の意思や生活状況等を総合的に判断し、職権による換価の猶予について検討する。 【安心安全課】</p> <p>2 支出事務</p> <p>(1) 熊谷市文書管理規程に基づき、文書の取扱い及び管理に関して、文書主任を中心に適正な事務処理</p>

<p>条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>【市民課、保険年金課、安心安全課、健康づくり課、熊谷保健センター、母子健康センター】</p> <p>3 契約事務</p> <p>(1) 随意契約の際、起案書にその理由と根拠条項が記載されていないものがあつた。熊谷市文書管理規程第14条第4項に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>【母子健康センター】</p> <p>4 補助金</p> <p>(1) 補助金交付申請書、実績報告書に文書收受のないものがあつた。熊谷市文書管理規程第8条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>【市民活動推進課、熊谷保健センター】</p> <p>(2) 補助金交付要綱が未整備のものがあつた。補助金等の交付に当たっては、公益上の必要性や透明性を確保するため、補助要件、対象経費、補助金額等の根拠を示す補助金交付要綱等を整備するべきである。</p> <p>【男女共同参画室】</p> <p>5 負担金</p> <p>指摘事項なし</p> <p>6 財産管理</p> <p>(1) 備品登録漏れがあつた。熊谷市物品管理規則第17条第1項及び第19条に基づき適正な事務処理を行</p>	<p>を徹底する。</p> <p>【市民課、保険年金課、安心安全課、健康づくり課、熊谷保健センター、母子健康センター】</p> <p>3 契約事務</p> <p>(1) 熊谷市文書管理規程に基づき、適切に文書进行处理するよう徹底した。文書主任を中心に確認し、再発防止に努める。</p> <p>【母子健康センター】</p> <p>4 補助金</p> <p>(1) 文書收受について、熊谷市文書管理規程に基づき、文書主任を中心に適正な事務処理を徹底する。</p> <p>【市民活動推進課、熊谷保健センター】</p> <p>(2) 公益上の必要性や透明性を確保するため、補助要件、対象経費、補助金額等を定めた「熊谷市男女共同参画推進団体活動費補助金交付要綱」を整備した。</p> <p>【男女共同参画室】</p> <p>6 財産管理</p> <p>(1) 備品登録漏れについて、登録処理を行った。熊谷市物品管理規則に基づき適正な事務処理を徹底す</p>
--	---

<p>うべきである。</p> <p>【保険年金課】</p> <p>(2) すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていた。熊谷市物品管理規則第17条第1項及び第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>【保険年金課、安心安全課、熊谷保健センター、母子健康センター】</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 出勤簿に押印漏れ、修正液による修正や鉛筆書きといった事例があった。熊谷市職員服務規程第5条及び「文書事務の手引」に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>【市民活動推進課、市民課、保険年金課、安心安全課、男女共同参画室、健康づくり課、熊谷保健センター、母子健康センター】</p> <p>(2) 起案文書の記入漏れがあった。「文書事務の手引」に基づき適正な事務処理を行うべきである。また、熊谷市文書管理規程第6条第2項に基づき文書主任も適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>【パスポートセンター、安心安全課、健康づくり課】</p>	<p>る。</p> <p>【保険年金課】</p> <p>(2) 備品登録の抹消処理を行った。熊谷市物品管理規則に基づき適正な事務処理を徹底する。</p> <p>【保険年金課、安心安全課、熊谷保健センター、母子健康センター】</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 熊谷市職員服務規程第5条及び「文書事務の手引」に基づき適切に処理するよう徹底した。文書主任を中心に確認し、再発防止に努める。</p> <p>【市民活動推進課、市民課、保険年金課、安心安全課、男女共同参画室、健康づくり課、熊谷保健センター、母子健康センター】</p> <p>(2) 文書の取扱いについて、「文章事務の手引」に基づき適正な事務処理を行うよう周知徹底を図った。また、文書主任を中心に確認し、再発防止に努める。</p> <p>【パスポートセンター、安心安全課、健康づくり課】</p>
---	---